



人間ドックと特定健康診査等の 同時実施に関する手引き【Ver2.7】

令和6年4月1日

高知県国民健康保険団体連合会

はじめに

この度は、「人間ドックと特定健康診査等の同時実施」の取り組みにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本手引きでは「人間ドックと特定健康診査等の同時実施」を行うにあたって、事務処理の流れや留意事項について取りまとめましたので、事務処理の参考にご活用ください。

なお、本手引きで説明している内容以外の事態が発生する場合も想定されますので、その様な事態を含め、本手引きの内容や実際の事務処理で不明な点等が生じた場合は、下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：高知県国民健康保険団体連合会 保険者支援課事業健診係（TEL:088-820-8415）

目次

1	目的と期待される効果	P. 1
2	人間ドック実施機関における業務の流れ	P. 2
3	受診前の問い合わせへの対応	P. 3
4	受付対応	P. 5
5	人間ドック及び特定健康診査等の実施	P. 6
6	受診者からの費用徴収	P. 9
7	保険者等への費用請求	P.11
8	受診結果通知	P.14
9	受診後の問い合わせへの対応	P.15
10	人間ドック実施機関にお願いする事項	P.16

【付録】 様式集

1 目的と期待される効果

(1) 「人間ドックと特定健康診査等の同時実施」の目的

◎人間ドック受診者の健診結果の把握を確実かつ円滑に実施し、保険者が行う健診結果に基づく各種支援につなげることで、生活習慣の改善を推進し住民の健康増進を図ります。

(2) 期待される効果

【受診者】

- ◇同時実施のため、人間ドックの受診で特定健康診査等の結果判定も受けることができます。
- ◇保険者等が行う健診結果に基づいた各種支援を利用することができます。
- ◇特定健康診査等分の費用を保険者等が負担するため、人間ドックの受診者負担が軽減されます。

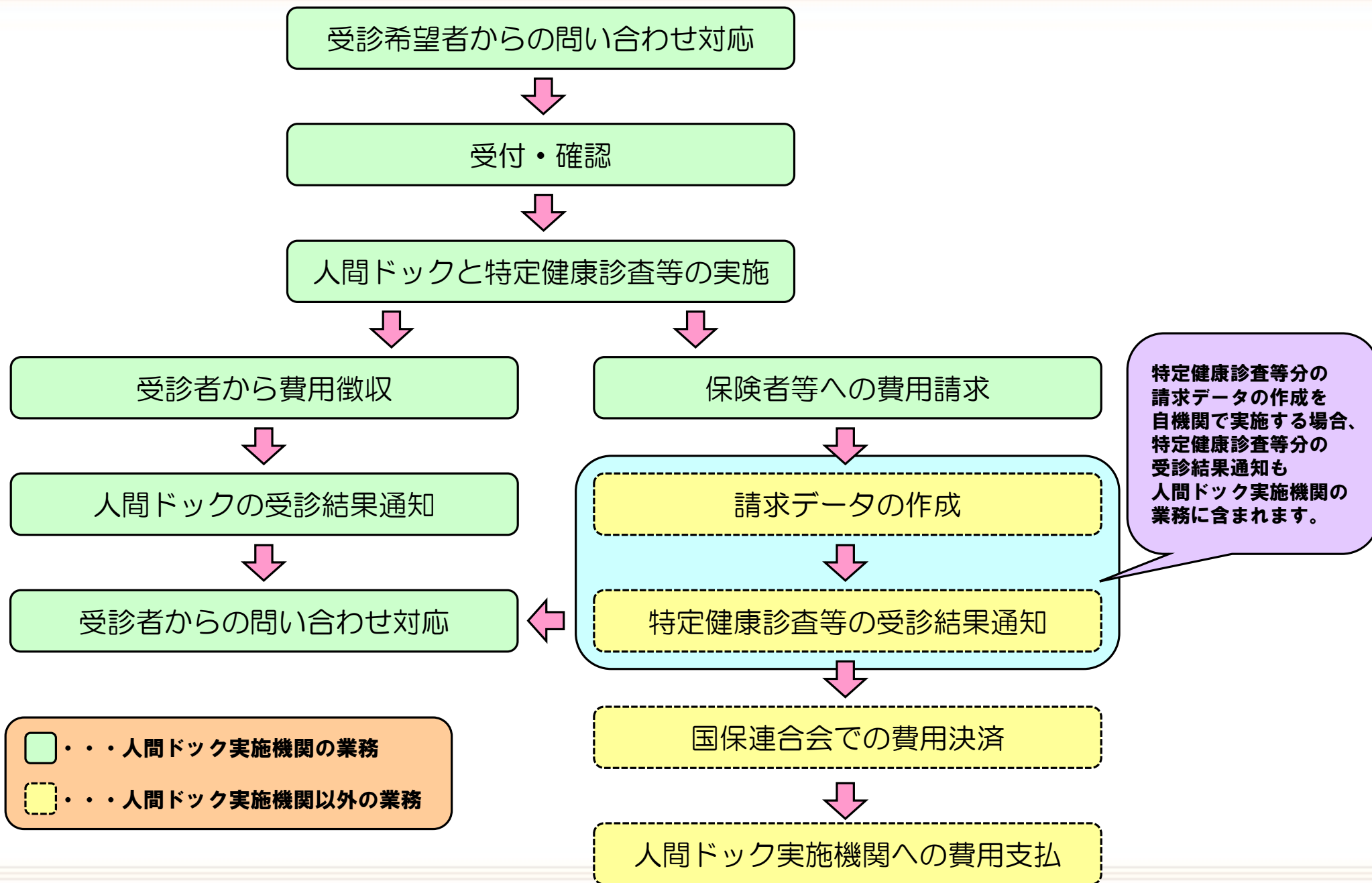
【人間ドック実施機関】

- ◇特定健康診査等分の費用を保険者等が負担することで、人間ドックの受診者負担が軽減されるため、受診者が人間ドックを受診しやすくなり、それに伴い人間ドック受診者の増加が期待されます。

【保険者等】

- ◇これまで受診結果が把握できなかったために支援できていなかった人間ドック受診者に対しても、健診結果に基づいた各種支援が可能となり、より多くの住民の健康増進の推進が期待できます。

2 人間ドック実施機関における業務の流れ

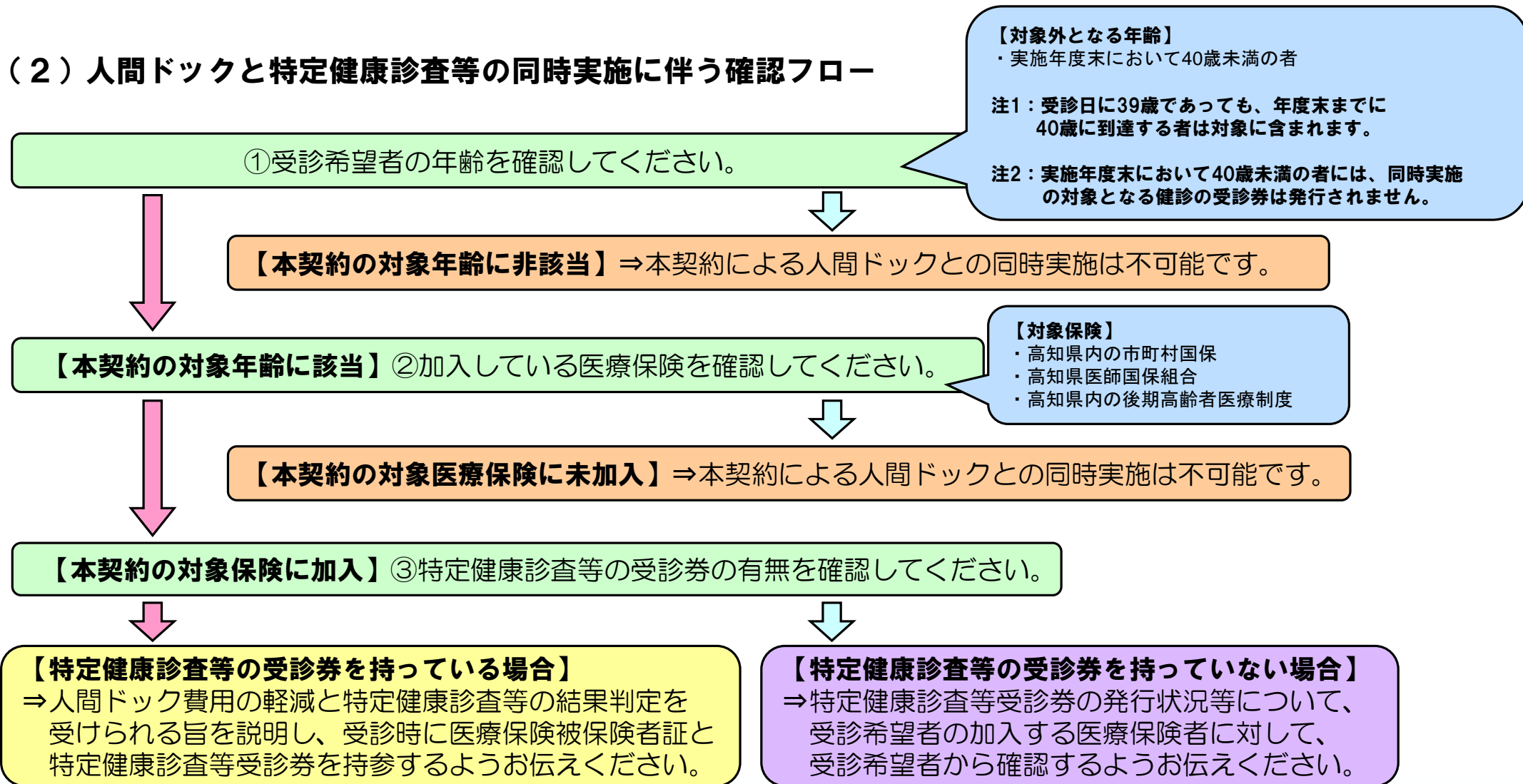


3-1 受診前の問い合わせへの対応

(1) 人間ドックの受診希望者からの問い合わせへの対応

◎人間ドックの受診に関する問い合わせがありましたら、人間ドックを受診する際の注意点を伝える等、通常の対応をしていただくほか、以下の確認の対応をお願いいたします。

(2) 人間ドックと特定健康診査等の同時実施に伴う確認フロー



3-2 受診前の問い合わせへの対応

(3) その他

①受診者負担額について問い合わせがあった場合

◎人間ドックと特定健康診査等を同時実施した場合の受診者負担額は以下の計算で算出されますので、各人間ドック実施機関で事前に確認しておくことをお勧めいたします。

◇人間ドックと特定健康診査等の同時実施に係る受診者負担額の考え方

金額①・・・人間ドックと特定健康診査等の同時実施に要する総費用

金額②・・・特定健康診査等の集合契約における契約単価（データ処理料と結果送付料を含む）

金額③・・・特定健康診査等の受診者負担額（令和6年度は受診者負担が必要な保険者はありません）

とした場合、

人間ドックと特定健康診査等の同時実施に係る受診者負担額 =

$$\text{金額①} - \{ \text{金額②} - (\text{データ処理料} + \text{結果送付料}) \} + \text{金額③}$$

②補足

◎金額①は各人間ドック実施機関で定める費用になります。

◎金額②は特定健康診査の集合契約における契約区分（実施形態）によって金額が定められています。

◎金額③は受診券に記載されていますので、問い合わせの際に受診者本人に直接ご確認ください。

4 受付対応

(1) 当日の受付対応

◎人間ドック受診時に行っている受付対応に加えて、以下の事項について確認・説明をお願いいたします。

(2) 人間ドックと特定健康診査等の同時実施の際に実施する確認・説明

①資格等について

- ◇医療保険被保険者証と特定健康診査等受診券を持参しているか？
- ◇医療保険被保険者証と特定健康診査等受診券の発行元となる医療保険者が一致しているか？
- ◇医療保険被保険者証と特定健康診査等受診券に記載されている被保険者（氏名・性別・生年月日等）が一致しているか？
- ◇受診日時点において特定健康診査等受診券の有効期限が切れていないか？

②受診項目・受診者負担額・受診結果通知等について

- ◇人間ドックと特定健康診査等を同時実施することの確認と了承
- ◇人間ドックと特定健康診査等の同時実施の際の受診者負担額（人間ドックの受診者負担額＋特定健康診査等の受診者負担額）
- ◇人間ドックと特定健康診査等の2種類の結果判定が行われ、通知されることの説明

③持参書類等について

- ◇問診票の持参の有無
（持参していない場合は、高知県独自の特定健康診査等問診票を受診者に配布し、その場で記入してもらってください。）

5-1 人間ドック及び特定健康診査等の実施

(1) 人間ドックと特定健康診査等の実施

①人間ドックの実施について

◎各人間ドック実施機関で従来から実施している手順・方法で行ってください。

②特定健康診査等の実施について

◎高知県健康政策部保健政策課から示されている「特定健康診査マニュアル Ver5.00」及び高知県保険者協議会から示されている「令和6年度特定健康診査等実施要領」の内容を遵守してください。

注3：「特定健康診査マニュアル」は高知県保健政策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/doc/tokuteikenshin-kanrensiyou/>）

「令和6年度特定健康診査等実施要領」は高知県医師会のホームページ（<https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>）からダウンロードできます。

5-2 人間ドック及び特定健康診査等の実施

(2) 人間ドックと同時実施する場合の特定健康診査等における各検査項目の取り扱い

①基本項目の取り扱い

⇒受診後の保健指導等が適切に実施できるよう、**基本項目の全てを実施**してください。

②詳細項目（貧血検査・心電図検査・眼底検査）の取り扱い

⇒貧血検査・心電図検査・眼底検査を特定健康診査の詳細項目として実施する場合は、受診者が実施基準に該当している必要があること、また高知県の後期高齢者健康診査では詳細項目を実施しないこととしているため、**貧血検査・心電図検査・眼底検査は全て人間ドックの検査項目として実施**してください。

③追加項目（血清クレアチニン・血清尿酸）の取り扱い

⇒受診者への特定保健指導等の各種支援実施時に当該検査結果を活用することとしていますので、**血清クレアチニン・血清尿酸は全て特定健康診査等の検査項目として実施**してください。

注4：被用者保険及び高知県内の国保以外の国保の加入者は特定健康診査で血清クレアチニン・血清尿酸を実施しませんので、本集合契約以外の委託契約において人間ドックの検査項目に血清クレアチニン・血清尿酸が含まれている場合は、人間ドックの検査項目として実施してください。

5-3 人間ドック及び特定健康診査等の実施

(3) 人間ドックと特定健康診査等の同時実施時の実施項目のルール（まとめ）

- ◇特定健康診査等の基本項目は問診や腹囲測定を含む全ての項目を実施します。
- ◇特定健康診査等の詳細項目（貧血検査・心電図検査・眼底検査）は人間ドックの検査項目として実施します。
- ◇追加項目（血清クレアチニン・血清尿酸）は特定健康診査等の検査項目として実施します。

(4) 早見表（以下の取り扱いは人間ドックと特定健康診査等の同時実施の場合にのみ適用されます。）

	検査の実施	費用の請求	結果の通知
特定健康診査等 【基本項目】	特定健康診査等の検査項目として実施します。	保険者等に請求してください。	特定健康診査等の受診結果通知でお知らせします。
特定健康診査等 【詳細項目】	人間ドックの検査項目として実施します。	受診者から徴収してください。	人間ドックの受診結果通知でお知らせします。
追加項目	特定健康診査等の検査項目として実施します。	保険者等に請求してください。	特定健康診査等の受診結果通知でお知らせします。

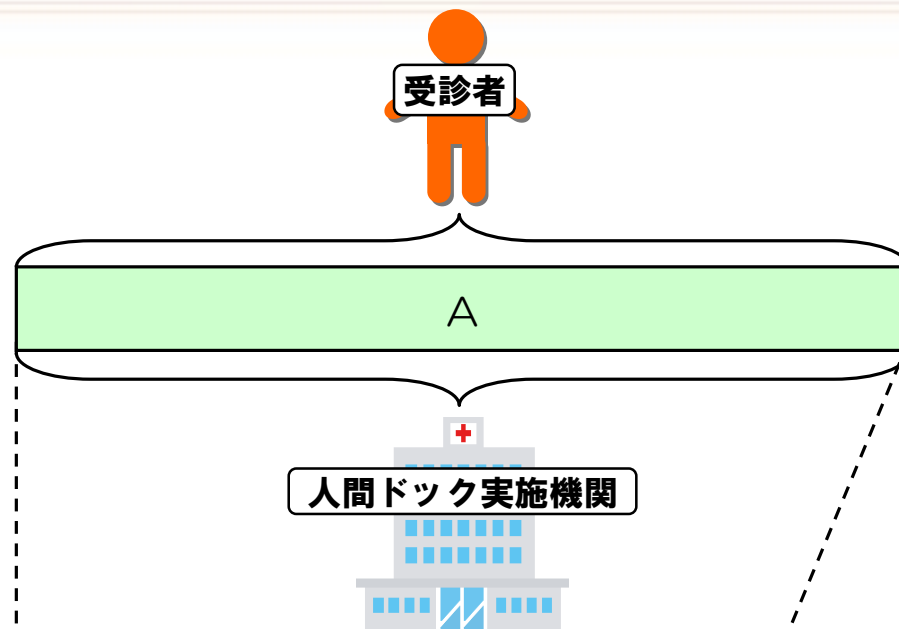
6-1 受診者からの費用徴収

(1) 費用負担の仕組み (イメージ)

【事例1】人間ドック単独実施の場合

【受診者の負担】

人間ドックの実施に要する費用の全額(=A)を負担します。



【事例2】人間ドックと特定健康診査等の同時実施の場合

【保険者等の負担】

人間ドックと特定健康診査等の同時実施に要する費用(=a+b+c)の内、
特定健康診査等分の検査費用(=b)を受診者に代わって負担します。

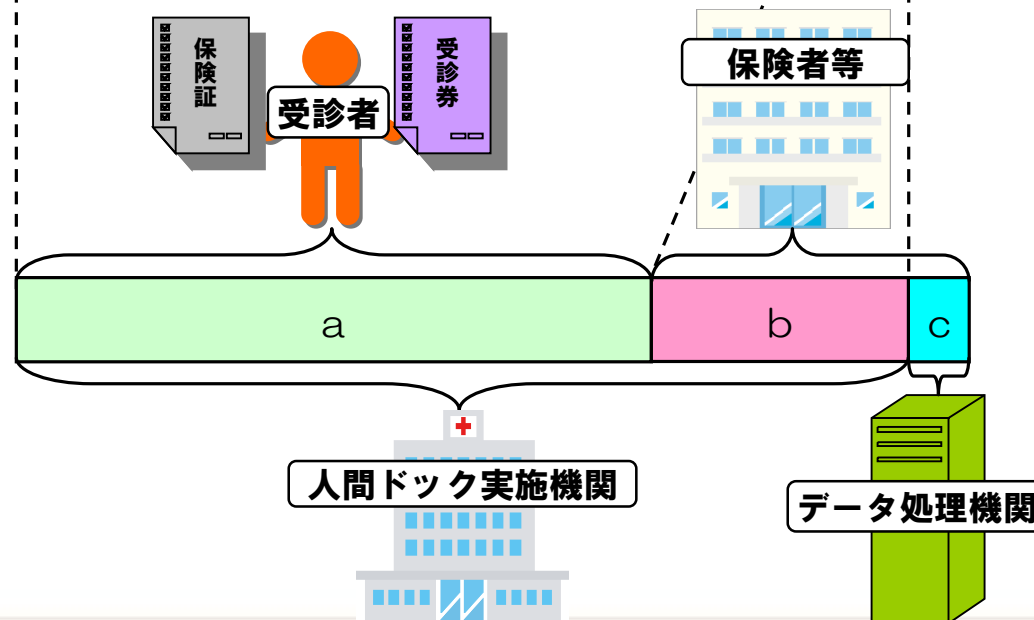
特定健康診査等分のデータ処理等費用(=c)も保険者等が負担しますので、
データ処理や受診結果通知の費用に充当してください。

【受診者の負担】

人間ドックと特定健康診査等の同時実施に要する費用(=a+b+c)の内、
保険者等が負担する特定健康診査等に要する費用(=b+c)を除いた額
(=a)を負担します。

注5：特定健康診査等の受診者負担額は受診者の負担になります。

注6：保険者等が負担する特定健康診査等に要する費用(=b+c)は
特定健康診査等の集合契約における契約単価になります。



6-2 受診者からの費用徴収

(2) 費用負担の留意事項

① 保険者等の負担額は特定健康診査の実施形態により異なります。

⇒ 特定健康診査等の実施形態が【個別健診】と【集団健診・施設型】のどちらを選択しているかによって保険者等の負担額は異なりますので、実施形態を充分にご確認のうえ、受診者負担額を計算してください。

特定健康診査単価 【単独実施】	検査費用		データ 処理料	結 果 送付料	保険者等負担額の総額 (=前ページのb+cの額)	受診者負担額の軽減額 (=前ページのbの額)
	基本項目	追加項目				
個別健診	7,620円	60円	947円	244円	8,871円	7,680円
集団健診（施設型）	6,096円	48円	947円	244円	7,335円	6,144円

注7：保険者等は人間ドックに含まれる特定健康診査等の検査費用を受診者に代わって負担します。

注8：人間ドックと特定健康診査等の同時実施時には、詳細項目は費用計算に含まれません。

② 特定健康診査等に受診者負担額がある場合は、人間ドックの受診者負担額と合わせて徴収してください。

⇒ 保険者等は特定健康診査等の費用から特定健康診査等の受診者負担額を控除した残りの費用を負担しますので、特定健康診査等の受診者負担額がある場合は、受診者本人から必ず徴収してください。

③ データ処理料及び結果送付料は受診者負担額の軽減額には含まれません。

⇒ 特定健康診査等の検査費用とともに保険者等が負担するデータ処理料（947円）と結果送付料（244円）は、人間ドックの受診者負担額の軽減費用としてではなく、請求データの作成や受診結果通知書の送付に要する費用に充当してください。

注9：データ処理等を自機関で行う場合はデータ処理等に要する費用に、高知県医師会に委託する場合は委託に要する費用に充当してください。

7-1 保険者等への費用請求

(1) 高知県医師会に請求データの作成を委託する場合

①人間ドック実施機関の業務

◎特定健康診査等と同様の手順で提出書類を作成し、受診後1週間以内に高知県医師会に提出してください。

注10：幡多医師会加入医療機関は幡多医師会に提出してください。

注11：結果入力票のみ専用様式（様式16）を使用することになりますので、ご注意ください。

②参考資料

◎「令和6年度特定健康診査等実施要領」

③具体的な手順

【手順1】人間ドック実施機関で特定健康診査等の提出書類を取りまとめ、高知県医師会に提出します。

【手順2】提出書類を基に、高知県医師会が請求データを作成して国保連合会に提出します。

【手順3】国保連合会が請求データの費用決済処理を行い、保険者等に費用請求します。

【手順4】国保連合会に保険者等から入金された費用を、人間ドック実施機関に支払います。

◎専用様式の結果入力票を使用する以外は、通常の（人間ドックと同時実施しない）
特定健康診査を実施した場合の手順・方法と全て同じになります。

注12：データ処理料等や契約等事務手数料の請求・支払についても、通常の特定健康診査等の場合と同様の取り扱いとなります。

7-2 保険者等への費用請求

(2) 自機関で請求データを作成する場合

◎人間ドックと同時実施した特定健康診査等のみ、自機関での請求データの作成が認められます。

注13：自機関で請求データを作成する場合は、特定健康診査等の受診結果通知についても自機関で実施することになります。

①人間ドック実施機関の費用請求に関する業務

⇒電子化した特定健康診査等の請求データ（XML形式）を、オンライン請求もしくは暗号化したうえで電子媒体（FD・CD-R等）に保存し、国保連合会に提出してください。

注14：請求データの作成の際には、厚生労働省から示されている各種通知の内容を遵守してください。

注15：請求データの作成は、国立保健医療科学院提供のフリーソフトの他、厚生労働省通知に準拠した請求データを作成できるソフトで作成していただきますようお願いいたします。

②参考資料

【国立保健医療科学院提供のフリーソフト】<https://kenshin-db.niph.go.jp/soft/>

【厚生労働省通知】

「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」

（平成29年10月30日健発1030第1号・保発1030第6号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196614.pdf>

「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の様式等について」

（平成20年3月28日健総発第0328001号・保総発第0328002号）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/dl/info03j-5.pdf>

7-3 保険者等への費用請求

③具体的な手順（電子媒体による提出の場合）

【手順1】フリーソフト等を用いて、人間ドック実施機関で特定健康診査等分の請求データを作成します。

【手順2】社会保険診療報酬支払基金から提供される「暗号化ソフト」で請求データを暗号化します。

【手順3】暗号化した請求データを電子媒体（FD・CD-R等）に保存します。

【手順4】請求データを保存した電子媒体に媒体送付書を添付して、国保連合会に提出してください。

【手順5】国保連合会が請求データの費用決済処理を行い、保険者等に費用請求します。

【手順6】国保連合会に保険者等から入金された費用を、人間ドック実施機関に支払います。

注16：特定健康診査等分の費用の国保連合会への請求期限は毎月5日（5日が休業日の場合は直後の営業日）になります。

注17：特定健康診査等分の費用の人間ドック実施機関への支払いは請求月の翌月28日（28日が休業日の場合は直後の営業日）になります。

注18：オンライン請求を利用される場合は、【手順1】の後に請求データを伝送してください。

④自機関で請求データを作成する場合に守っていただく事項

【その①】⇒本番請求の前に、必ず請求データの内容に関する確認試験を受けてください。

【その②】⇒情報漏洩の防止のため、国保連合会に提出する請求データは必ず暗号化を行ってください。

【その③】⇒国保連合会に提出する電子媒体には、「健診等実施機関番号」・「健診等実施機関名称」・「請求月」・「提出年月日」を記載（同内容を記載したシールの貼付も可）し、必要事項を記載した電子媒体送付書を添付してください。

8 受診結果通知

(1) 人間ドックの受診結果通知

◎各人間ドック実施機関で従来から実施している手順・方法で受診結果通知書を作成し、通知してください。

注19：人間ドックの受診結果通知書から特定健康診査等の検査結果を除く必要はありません。

注20：人間ドックと特定健康診査等では結果判定の基準に違いがあることを受診者にお伝えいただきますようお願いいたします。

(2) 特定健康診査等の受診結果通知

①高知県医師会に請求データの作成を委託する場合

⇒請求データの作成に加えて受診結果通知書の作成と、受診者への通知についても高知県医師会が行いますので、人間ドック実施機関で受診結果通知書の作成・通知等の必要はありません。

②自機関で請求データを作成する場合

⇒人間ドック実施機関で受診結果通知書を作成し、受診者に通知してください。

注21：検査結果値の判定は「特定健康診査実施マニュアルVer5.00」で規定される各検査結果の判定や健診結果判定ロジック等の内容を遵守して作成してください。

注22：受診結果通知書の様式については、各人間ドック実施機関で用意した任意の様式を使用してください。

【重要】

◎特定健康診査の検査結果の判定は、厚生労働省告示で定められた基準に基づき行わなければならないため、**各人間ドック実施機関で独自の判定等は絶対に行わないでください。**

9 受診後の問い合わせへの対応

(1) 人間ドックの受診結果に対する問い合わせ

◎受診結果を返す際の説明を含め、人間ドックの受診結果に関する問い合わせについては、従来どおり人間ドック実施機関での対応をお願いいたします。

(2) 特定健康診査の受診結果に対する問い合わせ

◎医療上の判断に基づき、特定健康診査の受診勧奨判定値を参考に、生活習慣病予防及び治療の観点から、受診者に対する説明をお願いいたします。

注23：医療保険者は、保健指導判定値を参考に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の改善を目的とした説明を行います。

(3) その他

◎人間ドックと特定健康診査で等は結果判定の基準が異なっているため、同じ検査項目でも検査結果値によっては結果判定が異なる場合があります。その点について受診者から問い合わせがあった場合は、基準が別である旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

10 人間ドック実施機関にお願いする事項

(1) 人間ドック受診希望者への勧奨

◎人間ドックの受診希望者から人間ドックの受診申込みがあった場合には、人間ドックと特定健康診査等の同時実施の対象者であることを確認のうえ、可能な範囲で同時実施していただけるように声かけをお願いいたします。

(2) 受診券の有効期限の延長

◎受診券の有効期限は各保険者で意図を持って決定しているため、有効期限の延長の可・不可についても保険者によって判断が異なります。有効期限の延長については各保険者の判断を人間ドック実施機関からお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(3) 後期高齢者健康診査受診券の発行

◎後期高齢者健康診査受診券は各市町村で受診対象者の受診状況等を踏まえて発行しています。受診券の発行については、各市町村に人間ドック実施機関からお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(4) 2種類の受診結果通知の説明

◎人間ドックと特定健康診査等を同時実施した場合、受診結果通知書は人間ドック分と特定健康診査等分の2種類が通知されることを、受診者に説明していただきますようお願いいたします。

(5) その他

◎本取り組みに関して不明な点が生じた場合は、以下の連絡先までお問い合わせください。

⇒高知県国民健康保険団体連合会 保険者支援課事業健診係 TEL:088-820-8415 (直通)

【付録】 様式集

1 . . . 電子媒体送付書

⇒自機関で作成した請求データを国保連合会に提出する際に添付する様式

2 . . . 【様式16】 特定健康診査等結果入力票（人間ドック同時実施専用）

⇒人間ドックと同時実施した特定健康診査等の結果を高知県医師会に提出する際に使用する様式

※ 各様式の電子ファイルは、高知県医師会ホームページ（<https://www.kochi.med.or.jp/doctor/tokutei.html>）からダウンロードできます。